

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年6月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000092号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100003号

## 第1 結論

昭和61年\*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から昭和62年3月まで

私は、昭和61年\*月にA市B区C支所で国民年金の加入手続を行い、自身が23歳になった同年\*月から、母に国民年金保険料を毎月渡して、母が請求期間の保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の前後の被保険者に係る資格記録から、請求者は、昭和62年8月頃に国民年金の加入手続を行っていることが推認できるところ、請求者は、請求期間を含め、国民年金保険料を遡って納付した記憶はない旨回答している。

また、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は、既に亡くなっていることから、請求期間の保険料納付状況については不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、上記記号番号と別の記号番号を確認することができない上、請求者は、現在所持している年金手帳よりも前に、別の記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶はない旨陳述していることから、請求者は、上記記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられ、23歳になった頃から国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。